

キャボット株式会社
標準販売契約約款

1. 適用範囲及び本約款と矛盾抵触する規定の取扱い

この標準販売契約約款（以下「本約款」という。）は、本約款を組み込み又は参照する全ての販売契約、請書又は確認書（以下「対象契約等」という。）及びキャボット株式会社又はその子会社若しくは関連会社（以下「売主」という。）による顧客（以下「買主」という。）に対する物品（以下「本製品」という。）の売買に適用する。但し、売主の正当な権限を有する代表者が署名した書面により別途合意した場合はこの限りではない。売主は、本製品の販売に関して買主が提案若しくは記載した表明、保証、条件、補償若しくはその他の事項又は買主が交付した注文書若しくはその他の文書の内容が本約款の内容と矛盾抵触する場合には、売主は当該矛盾抵触する部分を本書により明示的に拒絶し、買主は当該相反する提案や内容を放棄する。本約款の放棄、変更又は修正は、売主の正当な権限を有する代表者が適式に署名した文書により行った場合のみ、売主に対して効力を生じるものとする。本約款は、対象契約等が相互の合意若しくはその他の方法により解約された場合又は期間満了により終了した場合であっても、その後引き続き適用されるものとする。

2. 契約の成立

売主が見積りを出したとしてもそれは契約締結の申込みには該当せず、売主は、買主からの注文申込みを承諾するまではいつでも見積りを撤回又は変更することができる。本製品の販売に関する契約は、売主が買主による注文を承諾した旨を書面若しくは電子的方法により確認した時点又は売主が注文書の内容に従って出荷作業に着手した時点のいずれか早い時点で成立する。

3. 価格

売主は、本約款に基づいて定められた価格、引渡場所、出荷条件及び支払条件の内容を買主への通知により変更できる権利を留保する。対象契約等に基づき受諾された注文書に適用される価格は、売主が交付する注文請書に価格に関する条件が別途記載されていない限り、注文請書に記載された発送予定日時点において有効な定価とする。売主が運送費を負担することに合意した場合を除き、買主が全ての運送費を負担するものとし、かつ、売主が負担した全ての運送費は、買主のためのものであり、買主が負担すべきものとして、売主が買主に対して交付する請求書において別項目として加えて求償する。

本約款が適用される本製品又はサービスに係る販売、購入、製造、加工、保管、引渡し、運送、使用、消費といった行為に関して、現在又は将来において日本又は外国の政府当局又は政府機関によって課される、売主が納付又は徴収すべき租税、関税等（これには、製品の販売又はサービスの提供の売上げに基づいて課せられる付加価値税及びその他のあらゆる租税を含む。）は、全て買主が負担するものとする。売主は、これらの負担額を、買主に対して交付する請求書に別項目として記載し、その支払いを請求することができる。

4. 納品、権利の帰属及び危険負担の移転

1 ヶ月を超える期間において納品が複数回行われる旨の定めがある対象契約等について、売主は、いかなる月においても月別受注数量を超えて製品を納品する義務を負わず、対象契約等において月別受注数量が規定されていない場合は、当該対象契約等に基づく総受注数量の月割数量を超えて本製品を納品する義務を負わない。買主が月割数量の全部又は一部について引渡しを受けなかった場合には、売主は、その選択により、買主が引渡しを受けなかった分の全部又は一部について受注を取り消すか、あるいは翌月以降の

納品分に加えて納品することができる。対象契約等に基づく納品は、それぞれが独立した取引とみなされ、納品の取消又は受領拒否があった場合でも、当該対象契約に基づく各当事者の権利及び義務の全体に対しては何らの影響も及ぼさないものとする。

対象契約等に別段の定めがない限り、対象契約等に規定される引渡しに関する条件（EXW、FCA 等）は、インコタームズ 2010 に定める意味を有するものとし、本製品に対する所有権は、適用されるインコタームに基づき危険負担が移転するときと同時に売主から買主に移転する。インコタームに関する規定がない場合に適用されるインコタームは、工場渡し（キャボットの施設）とする。引渡し重量は、売主の計測に従うものとする。売主の提案する納品日は単なる目安に過ぎず、売主は本製品の出荷又は納品が納品日より遅れた場合であっても、一切責任を負わない。納品時期は契約の要素とはみなさない。

5. 支払い

売主が書面により別途合意した場合を除き、代金は、請求書に記載された支払期日までに、請求書に記載された通貨により、為替調整その他の理由による控除を行うことなく、その全額が支払われるものとする。売主は、買主に対する通知なしにいつでも、クレジット条件の変更及び取消を行うことができる。買主は、支払期日が到来している金銭債務について、支払いの延期、支払いの留保又は相殺を行ってはならないものとする。買主が支払期日までに請求金額の全額を支払わなかった場合、又は売主が買主の財務状況若しくは支払能力について疑問を抱いた場合には、売主は、他の法律上認められる救済を損なうことなく、その後の出荷若しくは納品を延期若しくは中止し、又は買主がその後の納品の受領を希望しない旨の買主の最終的な意思表示とみなして取り扱うことができる。売主は、納品前に支払いを求める方法又はその他の方法により支払いを確保する権利を留保する。加えて、売主は、支払期日を徒過した債務については、請求書に記載された遅延損害金を買主に請求することができる。

6. 不可抗力

売主は、自然災害、天変地変、ストライキ、ロックアウト、内乱、戦争、封鎖、テロ行為、暴動、騒動、伝染病、地すべり、雷、地震、火災、嵐、洪水、道路等の決壊、政府若しくは政府機関による行為、規制若しくは要求、騒乱、爆発、機器類若しくは配管の破損若しくは事故、原料入手不能、座礁、海難、裁判所若しくは政府機関による拘束力のある命令、又はその他の売主の合理的な支配の及ばない原因又は事象（前記のものに類似のものであるかを問わない。）（以下「不可効力事由」という。）により債務不履行及び履行遅滞が生じた場合であっても、その責任を一切負わない。労働争議又はストライキの防止又は解消に失敗した場合であっても、当該事実をもって売主の支配の及ぶ範囲内の事由とはみなさない。不可抗力事由が生じた場合、売主は、その単独の裁量により、買主への書面による通知により、買主に対して何ら賠償責任を負うことなく、買主への納品の取消、削減又は変更を行うことができるものとする。

7. 保証、請求、責任の限定及び化学物質安全性データシート（MSDS）

(a) 限定的保証

- (i) 売主は、売主が買主に供給する全ての本製品の品質が、注文書の内容に従って出荷作業に着手した時点において有効な、当該本製品に関する売主の標準規格又は当該対象契約等の一部を構成する旨の明示的な定めがあるその他の仕様を満たすことを保証する。また、売主は、本製品の所有権について、約定担保物権その他の負担（留置権、先取特権その他の法定担保物権を除く。）が一切存在しないことを保証する。売主が販売した又は販売の合意をした本製品に関する買主による請求（契約に基づく請求であるか、不法行為に基づく請求であるか、又はその他の理由に基づくものであるかを問わず、過失若しくは表示の誤りに基づくものを含む。また、

本製品の重量、品質、損失及び損害に関する請求を含む。)は、当該本製品が目的地に到着後 30 日以内に書面によって行う場合に限り、認められるものとする。買主は、品質に関する請求を適時に行うため、仕様に合致しない当該本製品のサンプルを直ちに売主に対してテスト及び分析のために提供しなければならない。

- (ii) 売主は、本製品の使用又は用途に関する売主又は売主を代表する者による技術的な助言又は提案に基づいて得られた結果の正確性又は完全性については、明示又は黙示を問わず、一切の保証を行わない。買主は、買主が予定している用途又は使用に関する本製品の品質管理、テスト及び適合性の判断について一切の責任を負う。本項に定める保証は、買主に対してのみその効力を生ずる。

(b) 他の保証、表明及び条件の排除

上記の限定的保証は、売主が買主に販売した（販売の時期を問わない。）本製品又は売主が買主に対して行った技術的な助言についての、売主による唯一の保証であり、その他の保証、表明及び各種条件（明示又は黙示を問わず、法律又は条約（国際物品売買契約に関する国連条約を含む）のいずれに基づくものであるかも問わない。）（商品性、特定目的への適合性又は第三者の知的財産権の侵害の不存在に関する保証を含むが、これらに限らない。）は、本規定により明示的に除外、排除されるものとする。かかる保証の排除は、本製品が単独で使用されているか、他の物質又は原料と組み合わせて使用されているかを問わず適用されるものとし、本製品の目的若しくは使用方法を売主が知っていた場合、売主が本製品の目的若しくは使用方法の分析プロセスに関わっていた場合、又は本製品の目的若しくは使用方法につき売主が何らかの提案、助力若しくは指示を行った場合であっても同様とする。買主は、売主から供給を受けた本製品又はかかる本製品が組み込まれた買主の製品についての一切の責任、リスク及び債務を負担するとともに、売主を防御、補償し、免責する。

(c) 救済手段の限定

売主が販売した又は販売の合意をした本製品に関して生じた請求に関する売主の責任及び買主の救済は、売主がその裁量で選択する以下のいずれかに限定される。

- (i) 本製品のうち不適合があるものについて、不適合のない代替製品との交換を行う、又は
- (ii) 本製品のうち不適合があるものについて、これらに相当する購入価格の払戻しを行う（但し、払戻しを行った本製品について売主が何らかの利得を得ていた場合には当該利得相当額は控除する。）。

納品した本製品に関して又は本製品を納品しなかったことに関して売主が負うべき責任は、当該請求に係る本製品の購入価格を上限とする。法律上認められる限り、売主は、買主又は第三者に対し、法律上の原則に基づく直接的、間接的、特別、付随的又は結果的損害（これには、逸失利益その他の経済的損失を含むが、これらに限らない。）について、たとえ当該損害の可能性について事前に知らされていた場合であっても、何ら責任又は債務を負うものではない。

(d) 化学物質安全性データシート (MSDS)

買主は、本製品に関して化学物質安全性データシートを受領して熟読し、その内容を理解したことを確認及び表明する。また、買主は、売主がその後随時提供する改訂版化学物質安全性データシート又は注意事項が記載された文書を熟読し、その内容の理解に努めることを誓約するとともに、化学物質安全性データシート又は注意事項が記載された文書において開示された本製品の危険性から

人や財産を守るために相当な注意を払うことを誓約する。なお、ここでいう「相当な注意」には、次の措置を含むが、これらに限らない：(i) 本製品の危険性により被害を受けるおそれのある買主及びその関連会社の従業員に対して注意を促し、最新の化学物質安全性データシートの写しを提供するとともに、安全性を確保するための設備やシステムが十分に保守管理され、適切に使用されるように確保するための適切な措置を講じること、(ii) 本製品を購入する若しくは本製品に接する可能性のある第三者又は買主のために本製品の運送を実施する業者に対して当該危険性に関する注意を促すこと。売主が供給する本製品について、人体に対して使用されることを前提とした用途（食品若しくは食品に接触する物、たばこ、薬品、化粧品及び医療関連用途を含むが、これらに限らない。）についての安全性・有効性テストは、売主の化学物質安全性データシート又は売主のウェブサイト（www.cabotcorp.com）に掲載されている製品説明に別途記載がある場合を除き、実施していない。

8. 特許

- (a) 本製品そのもの又は売主の仕様に従って販売された状態の本製品について特許侵害に関する請求がなされた場合には、売主は、その単独の裁量及び費用負担により、当該本製品に代替する製品の提供、当該本製品の侵害部分の変更、当該本製品の返品の手配と購入価格の払戻し、買主による当該本製品の継続使用を確保するための手配のいずれかの措置を講じることができる。知的財産関連請求に関する売主の責任は、前記の責任に限定されるものとする。売主は、本製品の製造、販売又は使用が第三者の現在保有する又は将来取得する知的財産権を侵害するおそれがあると合理的に判断した場合には、買主に対して何ら責任を負うことなく、本製品の納品を中止し、又は本製品の供給に係る対象契約等を解約できるものとする。
- (b) 買主は、(i) 用途の如何を問わず、買主又はその関連会社、製造業務委託先若しくは顧客による本製品の使用（本製品を単体として使用する場合又は他の物質若しくは成分と組み合わせて使用する場合を含むが、これらに限らない。）、(ii) 買主又はその関連会社、製造業務委託先若しくは顧客が本製品に加えた変更、又は (iii) 買主が提供した仕様書若しくは指示書又は買主の明示的若しくは黙示的な指定に従って売主が買主に供給した本製品又は売主が採用した方法に関して、売主が特許又はその他の知的財産権の侵害又はそのおそれがある旨の請求を受けて何らかの損失、コスト、費用、損害又は責任を被った場合には、売主を防御、補償し免責する。

9. 雑則

買主は、売主の書面による事前の同意がない限り、対象契約等に基づく自己の権利及び義務を他の者に譲渡してはならない。売主は、買主の同意なしに、対象契約等に基づく自己の権利及び義務を他の者に対していつでも譲渡することができる。対象契約等は、各当事者の承継人及び承認された譲受人を拘束し、その利益のために効力を生ずるものとする。対象契約等の一部の条項が無効、違法又は執行不能とされた場合であっても、当該対象契約等のその他の条項の有効性、適法性及び執行可能性には一切影響を及ぼさない。各表題（見出し）は、便宜のためにのみ付されたものであり、本約款の一部を構成するものではなく、その解釈に何らの影響も及ぼさない。売主が対象契約等に基づく条件を厳格に実施しなかった場合又は対象契約等に基づく権利を行使しなかった場合であっても、それは、売主が当該条件の厳格な実施又は当該権利の行使を放棄したとはみなさないものとする。

10. 指導機関による法令及び管轄権

本約款に関して請求又は紛争が発生した場合の準拠法は、法の適用に関する通則法その他の適用法の選択に関する法令及びルールに関わらず、日本法とする。国際物品売買契約に関する国連条約の適用は明示的

に除外する。対象契約等（その後の変更を含む。）に関して当事者間で何らかの紛争又は意見の不一致が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2013年12月改正